運営細則の改訂について

2024年4月 会長 柳澤保雄 丸山町会 会則改訂作業G

令和6年3月の役員会で運営細則の改訂が承認されました。

- 1. 直近の改訂は令和3年3月でした。 この時の改訂内容は
- (1) 規定として不十分だった内容を補完して、明確にすること。
- (2)会則に盛り込むべき内容を会則改訂までの間、暫定的に運営細則に規定するという事を行いました。

例として挙げると

- ① 第 9 条 (総会付議事項)
- (3)総会においては、あらかじめ議事として会員に通知した事項以外は提案できず、議決も行われません。

これは、丸山町会が大きな町会であるため、会員が一堂に会して総会を行うことができません。そのため、書面により予め議題を配布し、その議題について書面で賛否を表決する方法を取っています。この時の改訂では。事前に配布した議題以外は審議決定することができない事を明確にしました。総会の成立には会員の2分の1以上の出席(書面表決は出席とする)が必要で、1900名近い出席者になります。一番大きな丸山公民館の講堂は定員200人なので、その場に出席した会員だけでは総会としての審議決定はできません。過去、この点をぼやかして故意にその場に議題を出して決定しようとした事もあったことから、議題を明確にして、恣意的な決定はできない事としました。

② 第19条(役員会と補助会議)

(2)会長は、役員会に議題として提案・議決をえるために、三役会議、三役・部長会議、部長会議、役員・班長会議などの補助会議を随時行います。

これは町会で決めることができる会議とは、総会、役員会だけであり、それ以外の会議は全て補助会議であると規定しています。この点は過去曖昧であり、 恣意的に別種の会議を作り、そこでの決定をもって町会の決定と強弁した事例 がありました。会議を整理し、こうした事を防ぐため上記の条文を作成しまし た。

- 2. 今回の運営細則の改訂は会則改訂の概要のなかに記載しましたが、
- (1)会則を改訂したので、関連する運営細則の項目の改訂を行ったこと。
- (2)併せて内容が不十分な条文内容の補強や、新たな項目を加えるというような改訂を行いました。

主な例として、

① 第32 条(慶弔規定)

次に該当する場合は、町会として「お祝い金」「弔慰金」、「見舞金」、「弔電」を贈ります。

- 1) お祝い金
 - (1) 出産祝い金
 - (2)入学祝い金(小学校)

今まで個別に規定されていた「弔慰金」、「見舞金」、「弔電」、「役員退任記 念品」を慶弔規程として一つに纏めました。又、今まで規定されていなか った「慶」として、お祝い金を加えました。こうして、慶弔規程として分 かり易く会員に示すことができるようにしました。

- ② 第 22 条 (班と組の設置)
 - (1) 本会は、各丁目単位に班・組を設けて活動します。
 - (2) 班・組の編成は、班・組の要望に応じて変更できます。変更する場合は、別に定める「運営規定」に則ります。

班・組に関しては下記の規定しかありませんでした。

第 25 条 本会は、各丁目単位に班を設け、班の実態に応じて組を設けます。

町会の運営の基礎である班・組の運営に関して規定の検討を行いました。これは掘り下げて議論する必要があること、又、幅広い内容になることが予想されたので、運営細則の段階ではその入口をしめすに留め、具体的内には「運営規程」を別途設けて検討することとしました。

これからの町会の運営を考える上で、是非必要な事柄と考えました。

運営細則の改訂の詳細は新旧対照表、改訂後の条文を読んで頂きたいと思います。最後に会長より2年間に亘り、会則改訂、運営細則の改訂作業を行って頂いた作業グループの方々に対し、町会を代表して深甚なる感謝を致します。